

【 担当部署：医療支援課 】

1. 子ども施策・貧困対策について

①一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み（通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し）拡充をすすめるよう強く要望すること。他の3医療費助成の改悪に対して反対意見を表明すること。

（回答）

子ども医療費助成制度については、平成28年4月から、入院に係る助成対象年齢を中学校卒業までに拡充を図っております。また、大阪府へは大阪府市長会を通じ、制度のさらなる拡充を図るよう強く要望しております。

他の3医療費助成制度については、今後の大阪府の動向を注視してまいります。

【 担当部署：教職員課 】

2. 子ども施策・貧困対策について

②就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以上」とし所得でみること。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にすること。生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

（回答）

就学援助の適用条件については、市民にとってわかりやすい制度にするため、認定基準を総所得額としており、年度当初及び年度途中での認定のいずれについても学校、教育委員会どちらでも手続きができるようになっております。また、市の広報を6月に、保護者向け案内文を4月と5月に配布しており、制度の趣旨・補助対象・事務手続き等について周知に努めております。特別な事情がある場合は、所得基準を超えていても、個々の家庭状況を審査し、広く認定しているという実績があります。

支給月については、市・府民税の確定時期が6月であるため、10月・3月の年2回としております。また、生活保護基準の引き下げが行われているところですが、就学援助の認定基準については、本年度も影響が出ないように対応しているところです。

【 担当部署：子ども未来室 】

1. 子ども・施策・貧困対策について

③子育て世帯、ひとり親世帯の実質所得引上げのために「家賃補助」の制度化を図ること。独自の「こども手当」や児童扶養手当を第2子以降も同額とするために差額を補助すること。

(回答)

現在のところ、ご要望の様な予定はありませんが、平成28年度は公立幼稚園の3歳児受け入れや、ひろば事業として(仮称)まつばらテラス(輝)を新たに開設します。

また、子育て支援センター等の利用回数に応じてポイントを付与し、たまったポイント数に応じて景品と交換できる「松原市子育てすくすくポイントカード」を発行するなど子育て支援サービスを拡充し、子育て世帯、ひとり親世帯への支援をしています。

⑥公立幼稚園・保育所の統廃合はやめ、待機児童問題を解決すること。

(回答)

松原市子ども・子育て支援事業に則り、待機児童解消に努めてまいります。

【 担当部署：学校給食課 】

1. 子ども施策・貧困対策について

④中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス(業者弁当)方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、子どもの生活実態調査を実施し朝ごはんを食べていないこどものためにモーニングサービス(パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの)などを実施すること。

(回答)

中学校給食につきましては、平成27年6月よりランチボックス方式から食缶方式に変更しております。今後も安心安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

【 担当部署：保険年金課 】

2. 国民健康保険・地域医療構想について

① 第3回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議での「取りまとめ案」では「統一保険料率」だけでなく、減免制度などについても「統一」の方向性がだされている。医療費水準を加味しない「統一保険料」では、インセンティブが全く働かなくなり、医療費の拡大は免れなくなり、結果保険料が高額平準化となることが危惧される。保険料の賦課決定の権限は市町村にあり、大阪府都道府県運営方針は単なる技術的助言でしかないことから、大阪府のいう「決定の尊重」という名の押し付けは地方自治法の侵害となる。納付金・標準保険料率の試算もされていないもとの「統一国保」との結論ありき、かつ抽象的な議論はあまりにも乱暴である。10月以降、納付金と標準保険料率の具体的な資産が出た後に、住民のデメリットを中心に検討し、運営方針案に反映するような形で進めるようにすること。

(回答)

本市では、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議は、市町村の意見等を尊重した会議と認識しております。減免制度については、内容について同会議で検討されているところであり、具体的な内容が示された後検討してまいりたいと考えております。

3. 健診について

① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答)

本市では国基準に加え追加項目を設けて充実を図っています。また、個別健診以外に、集団健診を実施することにより日曜日に受診できるようにするなど受診しやすい環境を整えており、費用については、一定の自己負担をお願いしています。

④人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

(回答)

本市では、国民健康保険の被保険者を対象に人間ドックの費用の助成を以前より行っており、また、人間ドック+脳ドックについても助成を行っております。

【 担当部署：地域保健課 】

3. 健診について

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

がん検診については、健康増進法に基づき、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん検診を実施し、乳がん検診の自己負担1,000円以外は全額無料としております。

なお、胃がん、乳がん検診については、法で定められた対象年齢より拡充して実施し、法定以外にも市独自で前立腺がん（PSA）検診及び胃がんになるリスクを減らすための胃ピロリ菌検査を実施しています。

また、肺がん・結核検診、前立腺がん（PSA）検診、肝炎ウイルス検診及び胃ピロリ菌検査については、特定健診と同時受診をすることができます。

③特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(回答)

特定健診・がん検診とともに、徐々に受診率は向上しています。

がん検診については、引き続き特定健診と同時受診ができる体制を整えるとともに、対象者に個別に勧奨すること等により受診率の向上に努めています。

⑤日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

(回答)

胃がん、大腸がん検診は、平日のほか日曜日にも集団健診を実施しています。

また、肺がん・結核検診、前立腺がん（PSA）検診、肝炎ウイルス検診及び胃ピロリ菌検査については、特定健診と同時受診をすることができ、平日のほか日曜日にも集団健診を実施しています。

出張検診については、7月から8月に市内の公民館等14ヶ所を巡回し、肺がん・結核検診を実施しています。

なお、各検診については、検診受託機関と適正に契約し実施しています。

【 担当部署：高齢介護課 】

4. 介護保険・高齢者施策について

①総合事業に移行しても、すべての要支援者が、現行どおりの条件と内容でホームヘルパーとデイサービスが利用できるようにすること。サービス類型については、訪問・通所ともすべて現行相当サービスのみとすること。要支援・要介護認定は、まず新規・更新ともすべての申請者ができるようにし、基本チェックリストによる振り分けをしないこと。

(回答)

2017年実施予定の「介護予防・日常生活支援総合事業」でのサービス類型の枠組みにおいて、現行相当サービスでの対応も検討しています。

また、新規・更新の認定申請については、申請者の希望や状態を確認し、認定申請を受け付けますが、総合事業の対象者として該当が考えられる場合は、基本チェックリストによる手続きを進めてまいります。

②介護事業所の抱える問題点（人材確保困難、報酬削減等による経営悪化）を踏まえ、地域の介護基盤を育成維持・向上させること。総合事業の案について、市内の関係事業所が参加する「話し合い」の場を早急に設定し、十分に意見を聞くこと。総合事業現行相当サービスの報酬を切り下げないこと。

(回答)

地域の介護基盤の問題については、大阪府の開催する南河内ブロック介護人材確保連絡会議において、現状や課題を共有・検討することで、地域の実情にあった介護人材確保への取り組みをしています。

また、総合事業については、訪問介護、通所介護事業所及びケアマネジャーに対するアンケートを実施するとともに、各事業所連絡会において意見を聞き、検討を進めており、多くの事業者が参入できるよう調整しております。

③40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

（回答）

（障害福祉課の回答のとおり）

平成19年に出されました自立支援給付と介護保険制度との適用関係についての国の通知の周知徹底を図るために平成27年2月18日に再度事務連絡が出されたものと認識しており、本市では、当初よりその通知に基づき、適切な運用を行っております。

④前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

（回答）

（障害福祉課の回答のとおり）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係についての通知において、「介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい」とありますので、その通知に基づき、適切な運用を行っております。

⑤障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村住民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

(障害福祉課の回答のとおり)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の3年目の見直しにより、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設けるとされ、平成30年4月1日より施行されます。

今後も国の動向を注視し、適切な運用に努めます。

⑥高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。

介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答)

高齢者の見守りについては、地域の関係団体と連携し、高齢者等見守りチーム等で実施しています。

また、老人クラブ等を通して熱中症予防対策の啓発を行う等、様々な活動を行っています。

【 担当部署：障害福祉課 】

4. 介護保険～総合事業と障害者65歳問題、高齢者問題

③40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

（回答）

平成19年に出されました自立支援給付と介護保険制度との適用関係についての国の通知の周知徹底を図るために平成27年2月18日に再度事務連絡が出されたものと認識しており、本市では、当初よりその通知に基づき、適切な運用を行っております。

④前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

（回答）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援

給付と介護保険制度との適用関係についての通知において、「介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい」とありますので、その通知に基づき、適切な運用を行っております。

⑤障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の3年目の見直しにより、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設けるとされ、平成30年4月1日より施行されます。

今後も国の動向を注視し、適切な運用に努めます。

【 担当部署：福祉総務課 】

1. 子ども施策・貧困対策について

⑤「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、子どもの生活実態調査を行うこと。そのうえでひとり親世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。学習支援については生活保護世帯だけでなく就学援助適用世帯も含めた世帯の子どもたちに対して早急を実施すること。さらに学習支援とともに夕食支援も同時に実施すること。

(回答)

子ども施策・貧困対策として、生活困窮者自立支援制度の各事業の実施、生活困窮家庭の子どもに学習支援事業を実施しているところですが、今後は子どもの生活実態や家庭の経済状況を把握するため実態調査の必要性を考えております。

5. 生活保護に関して

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答)

今年度にはケースワーカーの増員を行いました。また、就労支援等の相談業務にあたる専門知識・経験を有する支援員の配置等、支援体制の充実を図っております。なお、申請意思を示された方に対して、申請を速やかに受け付けております。

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。こと。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回答)

生活保護の「しおり」は、生活保護の基本的な考え方、保護の原則、被保護者の権利と義務等についてわかりやすく説明したものを福祉総務課のカウンターに常時設置しております。

また、生活状況等確認のため、きめ細やかな面談を行うとともに、生活保護の申請の意思を示した方について、申請用紙をお渡ししています。

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

(回答)

生活保護実施要領に基づき、他の法律や他の施策(制度)の活用など適切な助言・指導を行っております。

④国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。

(回答)

平成24年4月より休日・夜間等の閉庁時に診療を受けられるように、全世帯に「生活保護受給証明書」を配布しております。

⑤警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

現在、本福祉事務所において、警察官OBは配置しておりません。また、「適正化」ホットラインについては、貧困ビジネスなどによる生活保護受給者の被害を防止するとともに、生活に困窮しており、何らかの支援が必要な方の発見などを目的に設置しているものであり、今後も情報収集に努め、生活保護のさらなる適正運用を行ってまいります。

⑥生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき、経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

生活保護基準については、厚生労働省の通知に基づいて定めております。また、経過措置に関しましても、通知に基づいて被保護世帯の意思や生活状況を十分考慮し、適正に実施しております。

⑦資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

(回答)

資産申告については、通知に基づき、被保護世帯に十分な説明を行った上でご理解をいただき、12箇月に1回は少なくとも申告をしていただいております。生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認めており、被保護世帯の自立助長を目的とし、柔軟に対応しております。

【 担当部署：人事課 】

5. 生活保護に関して

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答)

ケースワーカーの配置につきましては、適正な職員数の確保に努めてまいります。

⑤警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

現在、本市の福祉事務所において警察OBの配置はしておりません。